

監査公表 第 6 号

地方自治法第199条の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和6年9月5日

筑後市監査委員 木 庭 雄 二

筑後市監査委員 川 口 裕 二

監査の結果に関する報告について

1 監査の種類 定期監査

2 監査の対象及び実施期日

(1) 消防本部

実施期日 令和6年5月16日、17日

(2) 上下水道課 (水道事業)

実施期日 令和6年6月26日

(3) 上下水道課 (下水道事業)

実施期日 令和6年6月27日

(4) 社会教育課

実施期日 令和6年7月4日、5日

(5) 税務課

実施期日 令和6年7月10日

(6) 出納室

実施期日 令和6年7月17日

(7) 契約管財課

実施期日 令和6年7月17日

(8) 市民課

実施期日 令和6年8月16日

3 監査の範囲及び方法

監査は、筑後市監査基準に準拠し、令和5年度における財務に関する事務の執行状況及び公有財産の管理状況並びに一般事務について、具体的な事務処理等が関係の法令や条例及び規則等を踏まえているのかを重点にして実施した。

4 監査の結果

監査対象の事務については、おおむね良好に処理されていることが認められたが、その一部において、改善を要する事項が認められた。その主なものの概要は次のとおりである。

【消防本部（警防課）】

1 消防水利整備事業について

消防水利の消火栓について、設置工事は上下水道課が行ったうえで水道事業会計予算から支出し、警防課は消防費予算から工事費相当額を負担金として水道事業会計へ支出している。一方、消火栓の管理については、警防課が消火栓柵調整及び舗装補修工事を行い、消防費予算から支出している。

しかしながら水道法第24条では、水道事業者が水道に消火栓を設置し、市町村は水道事業者に対し、消火栓の設置及び管理に要する費用を補償すると規定されている。このため、警防課が消火栓柵調整及び舗装補修工事等の消火栓の管理を行うことは不適切である。水道事業者である上下水道課が消火栓の設置及び管理を行い、警防課はその財源補償として水道事業会計へ負担金を支出すべきである。

【社会教育課】

1 契約事務について

契約保証金については、筑後市契約規則第6条により「契約担当者は、市と契約を締結する者をして契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない」と規定している。

しかしながら、筑後市中央公民館清掃業務委託・建築物における衛生的環境管理業務委託については、3か年の長期継続契約書に契約保証金が記載されておらず、納入されていない。

2 事務決裁について

筑後市内遺跡群XVIII文化財調査報告書印刷について、筑後市事務決裁規程では50万円以上の需用費に係る支出負担行為の専決区分は部長であるが、印刷製本請負、契約締結、検収調書等事務処理が課長決裁により処理されている。

また、船小屋ゲンジボタル発生地天然記念物再生事業委託についても、100万円以上の委託料に係る支出負担行為の専決区分は部長であるが、課長決裁により処理されている。ポータブルランプセットの購入についても、50万円以上の備品購入費の決裁区分は部長であるが、課長決裁により処理されている。

筑後市金銭会計規則では、私人に歳入金の徴収又は収納の事務を委託しようとするときは、その内容及び委託しようとする相手方の住所、氏名、委託を必要とする理由その他必要な事項を記載した書面に当該委託契約書案を添えて市長の承認を受けなければならないとされているが、社会教育施設使用料徴収業務委託契約は部長決裁により処理されている。

【契約管財課】

1 入札事務について

請負工事に係る条件付一般競争入札について、入札参加希望者が1者のみであったことから1者による応札、落札となったが、その後、落札者は入札参加資格となる筑後市一般競争入札参加者名簿に登載されていないことが判明し入札不調となっている。入札参加希望者は、筑後市条件付一般競争入札要綱に規定された入札参加資格審査を経て入札参加が可能となるが、この審査が適正に行われなかったため、入札参加資格のない応札が行われたものである。今後、適正な入札事務に努める必要がある。

2 寄附採納事務について

寄附物件の受納について、筑後市寄附受納事務取扱基準に基づき、受納を決定する市長決裁及び寄附者への寄附受納書の通知が必要となるが、行われていない案件があった。

また、子育て関連に使用することを希望する寄附金について、同事務取扱基準により子育て関連を担当することも家庭サポートセンターが受納事務を所管し、収入科目は民生費児童福祉費寄附金として処理すべきであるが、当該寄附金は契約管財課が所管し、総務費総務管理費寄附金として処理されている。今後、適正な寄附採納事務に努める必要がある。